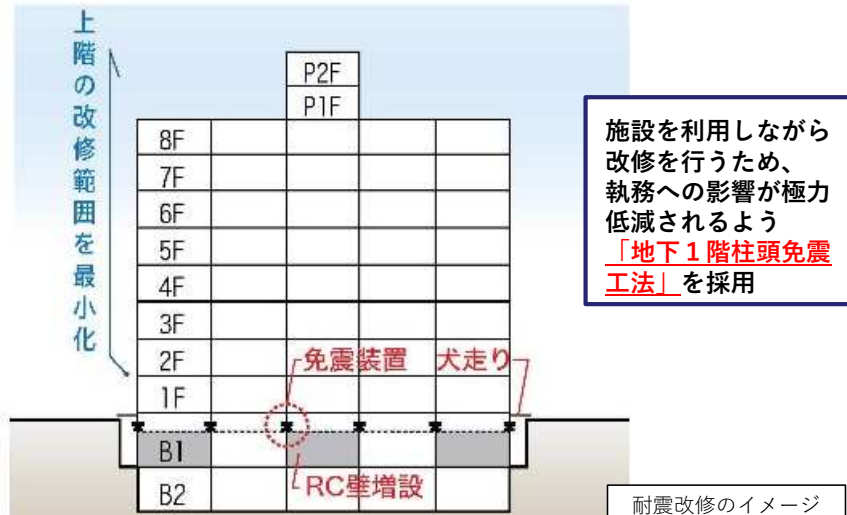


■ 総務省第二庁舎（22）建築改修その他工事

工事場所：東京都新宿区 工 期：R5.2.10～R9.3.30

工事概要

総務省第二庁舎（SRC-8-2、延べ約35,000㎡）の耐震（免震）改修及びそれに伴う電気設備改修、機械設備改修、エレベーター設備改修工事等



第三者チェックの該当項目	変更見込金額の合計が当初の請負代金額以上となるもの（既存躯体補修の追加、スライド変更）
工事変更の内容	免震改修に係る既存躯体の補修の追加、工事請負契約書第26条第6項に基づき受注者より請負代金額の変更請求を受けたことによる変更、躯体補修の追加、仮設計画の見直し・追加に伴う工期延期
工事変更の理由	本工事は耐震（免震）改修を実施するものであるが、所要の耐震安全性を早期に確保する事業目的を達成するため、工事発注手続きにおいて入札不調となった電気、機械、エレベーター設備工事を追加し、増額の変更契約を行った。また、工事着手後の詳細調査等により、設計時の想定とは異なる状況が判明し、既存躯体の補修、石綿含有材・ダイオキシン含有材の撤去処分の追加、仮設計画の見直し及び追加等により増額の変更契約を行っている。 今回の変更は、免震改修に係る更なる既存躯体補修の追加、工事請負契約第26条第6項に基づき受注者より請負代金額の変更請求を受けたことによる変更、躯体補修の追加や仮設計画の見直し、追加に伴う工期延期を行うものであり、これらの内容は、現在進めている免震改修工事と密接不可分な関係（一体性）にあり、連携を図りながら同時に施工を行うことが必要不可欠な内容であるため、本工事に追加するものである。